

令和2年度 「滋賀県高等学校夏季体育大会」の実施について【ガイドライン】

滋賀県高等学校体育連盟

生徒の活動機会確保の観点から、参加生徒や関係者の安全が確保される環境を整えば、専門部ごとに「滋賀県高等学校夏季体育大会」の名称で「3年生の集大成の場」である大会を開催できるものとします。

本ガイドラインは、一般的な競技大会を想定し、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催に向けた諸注意等を記しています。下記事項を御参照いただくとともに各競技の特性や中央競技団体の規則に照合しながら、できる限りの予防策を講じたうえで参加生徒や関係者の安全確保を第一とした運営をお願いします。また、3カ月のブランクや熱中症が多発しやすい時期を鑑みて、決して無理のない開催計画の策定をお願いします。

I. 開催について

- 競技によって、参加人数や会場（屋内外）、競技特性（コンタクトの有無等）に違いがあるため、本ガイドラインに加え、競技に応じた対応を基本とする。
- 感染リスク（3密や感染経路）の回避が難しい競技については、協会や連盟と連携を図り、中央競技団体の大会実施の方針等を参考に開催の可否を検討する。

II. 開催時期

- 原則7月～9月。

III. 開催方法

- 必要最低限の人数で実施。
- 原則無観客。（控え部員、保護者の入場は専門部ごとに規則を設定すること。）

IV. 競技環境の整備

- 消毒液の設置、手洗い洗顔の徹底、競技中以外のマスク着用の徹底。
- 屋内競技にあっては換気の徹底。
- 更衣室等も含め3密を避ける。
- 待機者等については社会的距離（2m）を保つ。

V. 健康観察の実施

- 大会当日の検温を義務付ける。
- 倦怠感等、自覚症状のある者は会場に入場させない。

VI. 開会式・閉会式について

- 原則、実施しない。

VII. 抽選会

- 公正が保たれる最低人数で抽選会を行う。（各顧問の同意を得ること）

VIII. 部員または関係者の感染が判明した場合

- 感染者、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない。
- 大会終了後2週間以内に発症した場合は、主催者に必ず報告すること。
- 緊急時の連絡先（病院・保健所）を事前確認しておくこと。

IX その他

- 1 滋賀県・滋賀県教育委員会の学校再開や部活動の方針が大前提であること。
- 2 原則、課業日の開催を避け、学校生活に支障をきたすことのないようにする。
- 3 原則、週休日（土・日）、夏季休業中の開催とする。（国民の祝日や県立学校の学校閉庁日は望ましくない。）
- 4 開催経費補助金（春季大会での計上額）は、国、県、県高体連のいずれかが負担する。参加費は徴収しない。
- 5 役員旅費については、県高体連が負担する。
- 6 滋賀県高等学校体育連盟の主催大会とする。
- 7 大会名称は「滋賀県高等学校夏季体育大会」とする。
- 8 賞状は、県高体連で配付したものを使用してもよい。
- 9 参加に際して、校長はもとより、保護者や選手本人の承諾を得ること。
- 10 今後社会情勢が大きく変化した場合の対応は、この限りではない。

大会の開催にあたっては、完全な感染リスクの排除は難しいということを念頭に置いて、大会関係者や参加生徒の協力を得ながら感染リスクを極力減らすことが重要になります。もし、その安全が確保できないと競技専門部が判断した場合は大会実施を中止することも必要になるかもしれません。

本ガイドラインに限定することなく、各中央競技団体や公的機関が出す情報を参考にして、開催にあたられるようお願いいたします。